



神栖市
子ども・子育て支援事業計画
(第3期)

概要版

令和7年3月

神 栖 市

計画策定の概要

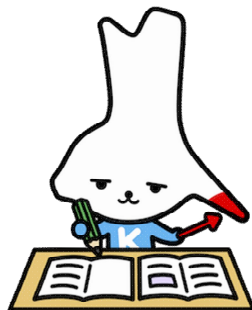
- 本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、子育てに関する環境変化を正しく捉えるとともに、こども基本法の理念等を踏まえ、さらに幅広く若者までを含む本市の子どもたちの健全な成長のため、より良い環境を確保し、各種子育て支援施策の取り組みを計画的に推進します。

計画の基本理念

- 本計画は、「第3次神栖市総合計画」が示す将来像「魅力ある誇れる神栖市を目指して」を実現するため、重点プロジェクトの一つに設定された「安心して出産・子育てができる環境をつくる」に取り組むものです。
- すべてのこども・若者が、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活をおくることができる「こどもまんなか社会」の実現のため、子どもの視点に立った支援をするとともに、親が子育てを経験する中で成長する「親育ち」の過程を支援し、各家庭の理想が叶うよう子育て施策に取り組みます。

計画の推進

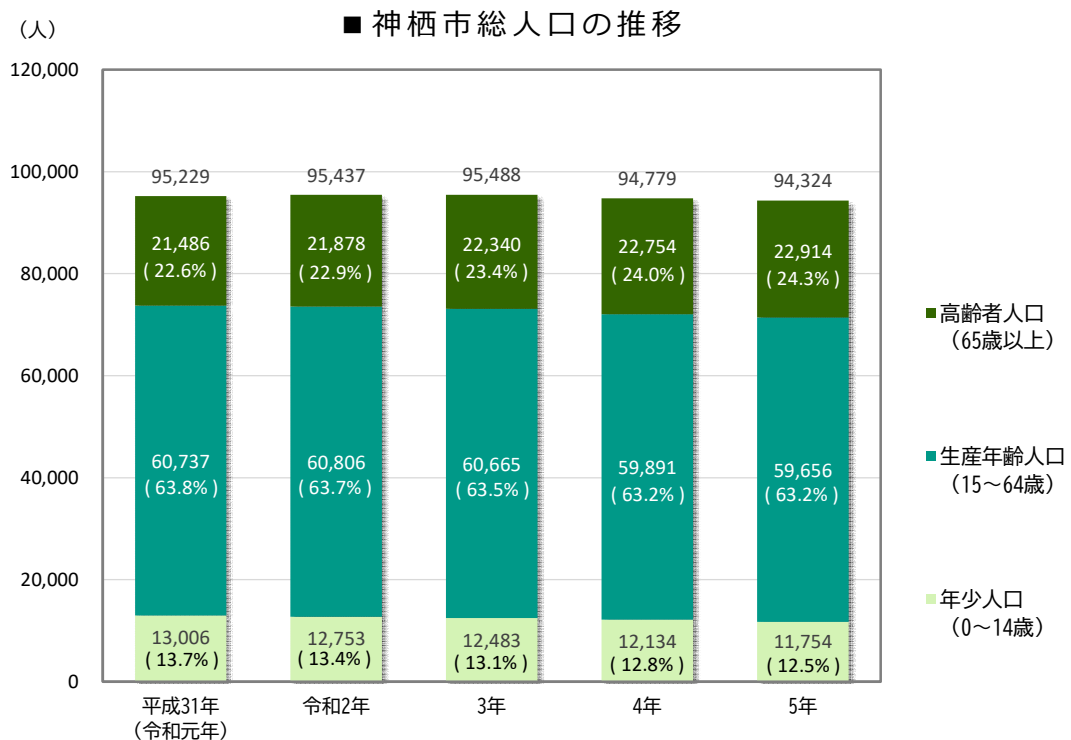
- 計画の実効性を高めるため、毎年、担当部署は各施策の推進状況を、市民、有識者、関係団体からなる「神栖市子ども・子育て会議」に報告し、その実績について点検・評価を受け、次年度への取り組みに反映していく、「PDCAサイクル」による進行管理を行います。
- 計画を推進するにあたり、国や県、関係団体等と連携を深め課題等に取り組んでいきます。また、地域の方々に参加、協力、理解していただくため、積極的に情報提供等し、市と地域、市民一人ひとりが一体となって「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みが行われるよう本計画を推進していきます。



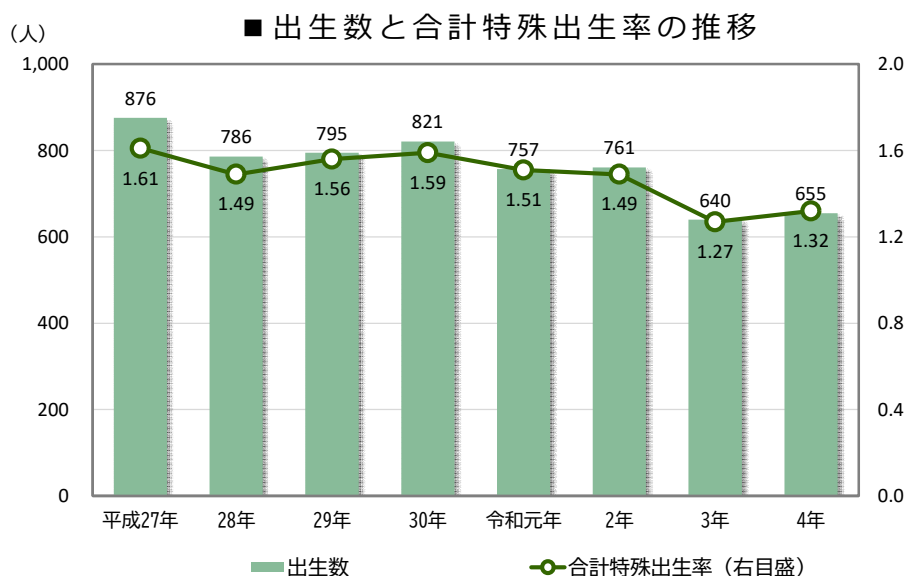
©Kamisu city

神栖市の人口と児童数の推計

- 令和5年の総人口は94,324人で令和3年をピークに減少に転じています。
- 年齢3区分別人口でみると、令和元年以降、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）は減少、高齢人口（65歳以上）は増加が続いており、全国に比べると緩やかではあるものの、本市においても少子高齢化が進行しています。
- 令和4年の出生数は655人、合計特殊出生率は全国や県を上回る1.32となっていますが、長期的には減少傾向であり、児童数の減少傾向は継続することが見込まれます。

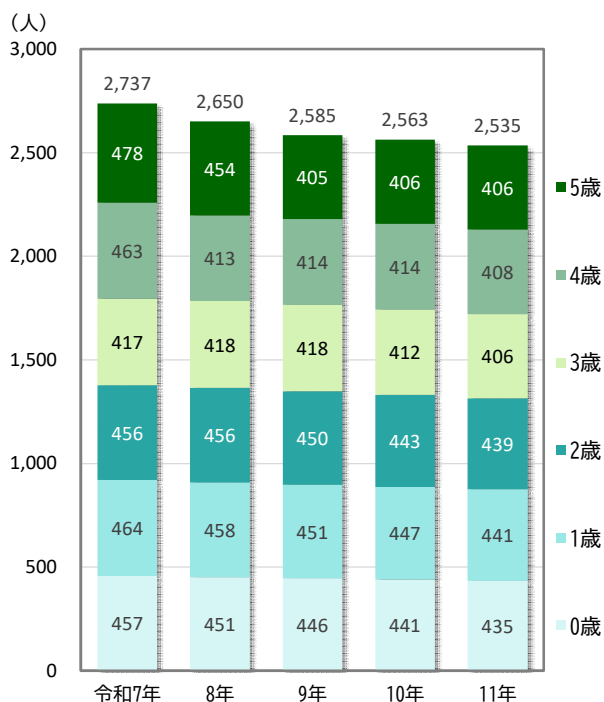


資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

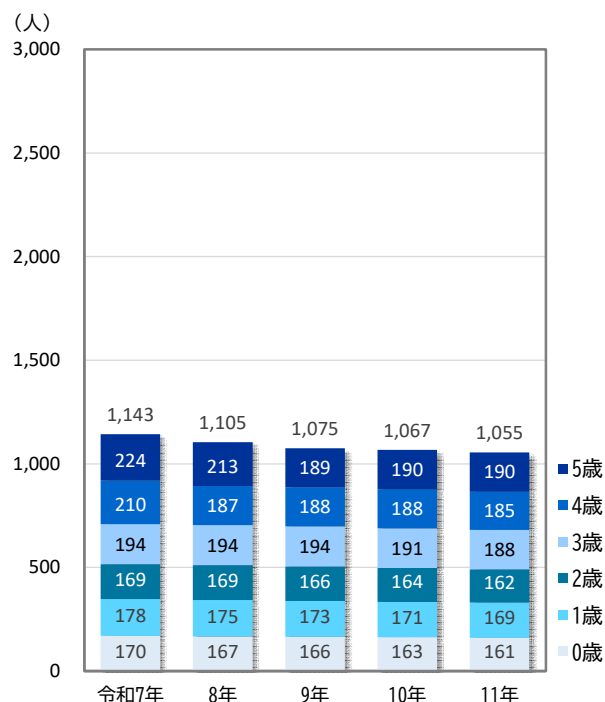


資料：厚生労働省・茨城県人口動態統計、神栖市

■ 神栖区域の推計児童数の推移



■ 波崎区域の推計児童数の推移



※児童数の推計：コーホート変化率法によって推計した市内全域の推計値を、令和6年における人口実績値の各年齢区域別の比率で按分して算出しています。

教育・保育事業等の提供区域

本市は、南北に細長い形状であり、通園時間、通勤等の利便性などから、教育・保育事業の利用は北部の神栖区域、南部の波崎区域のそれぞれの居住地区域において、おおむね利用されている状況です。

また、神栖区域は波崎区域に比べ待機児童が発生しやすい傾向にあり、神栖区域、波崎区域において保育ニーズの性格が異なります。

これらのことから、教育・保育事業の提供区域は地域性を考慮し、「神栖区域」「波崎区域」の2区域を設定します。

放課後児童クラブは「小学校区単位」、その他の事業については「全市」で1区域とします。



教育・保育の量の見込みと提供体制



©Kamisu city

(1) 認定区分

教育・保育の量の見込みについて、以下の区分で設定します。

区 分	説 明	対象施設
1号認定 (保育の必要性なし)	お子さんが満3歳以上で幼稚園などでの教育を希望する場合。	幼稚園、認定こども園
2号認定 (保育の必要性あり)	お子さんが満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。	保育所、認定こども園
3号認定 (保育の必要性あり)	お子さんが満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。	保育所、認定こども園

(2) 量の見込みと確保量

教育・保育事業の確保方策については「量の見込み」に対応できる量を確保できていますが、今後においても教育・保育提供の実態や課題を把握するとともに、教育環境の充実を図り、保育需要に対する適切な確保方策を実施します。

単位：人

区域	認定区分	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
神栖区域	1号	量の見込み①	288	272	262	261	258
		確保量②	816	816	816	816	816
		過不足②－①	528	544	554	555	558
	2号	量の見込み①	959	907	873	870	861
		確保量②	1,020	1,020	1,020	985	985
		過不足②－①	61	113	147	115	124
	3号 (0歳)	量の見込み①	193	190	189	186	184
		確保量②	203	203	203	203	203
		過不足②－①	10	13	14	17	19
	3号 (1歳)	量の見込み①	299	294	290	287	284
		確保量②	312	312	312	317	317
		過不足②－①	13	18	22	30	33
波崎区域	1号	量の見込み①	311	311	307	302	299
		確保量②	330	330	330	330	330
		過不足②－①	19	19	23	28	31
	2号	量の見込み①	133	126	121	120	119
		確保量②	205	205	205	205	205
		過不足②－①	72	79	84	85	86
	3号 (0歳)	量の見込み①	443	419	403	401	397
		確保量②	498	498	479	470	470
		過不足②－①	55	79	76	69	73
	3号 (1歳)	量の見込み①	72	71	70	69	68
		確保量②	72	72	71	71	71
		過不足②－①	0	1	1	2	3
	3号 (2歳)	量の見込み①	114	113	111	110	108
		確保量②	120	120	120	120	120
		過不足②－①	6	7	9	10	12
	3号 (0歳)	量の見込み①	115	115	113	112	111
		確保量②	140	140	140	139	139
		過不足②－①	25	25	27	27	28

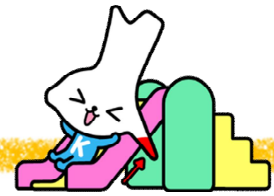
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

第2期計画から、さらに6つの事業を追加し実施します。第3期計画最終年度の各事業の量の見込みと確保量は、次のとおりです。

事業	単位	令和11年度 (計画最終年度)	
		量の見込み	確保量
(1) 利用者支援事業 子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	実施か所 (か所)	3	3
(2) 時間外保育事業(延長保育事業) 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間に、認定こども園・保育所等において、保育を実施します。	利用者数 (人)	482	482
(3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 就労等により、保護者が日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	利用者数 (人)	1,554	1,675
(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ) 疾病、産前産後、出張、育児疲れなどの保護者の都合により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、里親や児童養護施設等で子どもの預かりを実施します。	延べ利用人数 (人)	10	10
(5) 乳児家庭全戸訪問事業 生後2か月頃の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談や養育環境等の把握を行い、養育等の支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげます。	訪問実人数 (人)	596	596
(6) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、必要な支援につなぎます。	養育支援訪問 実人数 (人)	1	1
(7) 地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所など、地域の身近なところで乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	延べ利用人数 (人)	11,931	11,931
(8) 一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。	幼稚園型 幼稚園または認定こども園の在園児が対象の一時預かりです。	延べ利用人数 (人)	11,449
	幼稚園型を除く 幼稚園型以外の一時預かりです。	延べ利用人数 (人)	1,435
(9) 病児保育事業 病中や病気の回復期である子どもを家庭で保育ができない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する体制を確保します。	延べ利用人数 (人)	365	2,814



事業	単位	令和 11 年度 (計画最終年度)	
		量の見込み	確保量
(10) 子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業) 預かりなど育児の援助を受けたい人(利用会員)と、援助を行いたい人(子育てサポーター＝協力会員)がそれぞれ会員登録し、相互援助活動を行う会員組織(ファミリーサポートセンター)を設け、利用希望がある場合に会員間の連絡・調整を行います。	延べ利用人数 (人)	2,500	2,500
(11) 妊婦健康診査助成事業 妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦健康診査 14 回分の費用を一部助成し、受診の勧奨を行い、安全・安心な出産を迎えられよう支援します。	延べ受診回数 (回)	6,802	6,802
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 新制度に移行していない幼稚園においては、食事の提供に要する費用について、低所得世帯や多子世帯を対象に費用の一部を補助します。			
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業を、今後の供給体制整備の必要性に応じて実施します。			
(14) 子育て世帯訪問支援事業 (訪問による生活の支援)【新設】 家事、子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭および妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を行い、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	延べ利用人数 (人)	12	12
(15) 児童育成支援拠点事業(学校や家以外の子どもの居場所支援)【新設】 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、関係機関へのつなぎ等の支援を包括的に提供する事業です。現在、本事業の実施予定はなく、既存の事業等により、対応します。			
(16) 親子関係形成支援事業 (親子関係の構築に向けた支援)【新設】 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもに分かりやすく具体的で効果的な対応を学び、保護者同士が相互に不安や悩みを共有し、情報交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	実人数 (人)	5	5
(17) 妊婦等包括相談支援事業【新設】 妊婦・その配偶者等に対して、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。	延べ利用回数 (回)	2,250	2,250
(18) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)【新設】 現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用可能とすることで、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭を、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援します。	0 歳児	27	27
	1 歳児	13	13
	2 歳児	11	11
(19) 産後ケアに関する事業【新設】 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施し、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。	延べ利用人数 (人日)	405	405



©Kamisu city

子ども・子育て支援関連施策の推進

- 本計画の基本理念を実現するため、本計画では、次の5項目を「子ども・子育て支援関連施策」として推進していきます。

1

子ども・若者を権利の主体として、健やかな成長と希望ある未来への支援

- 児童虐待の未然防止・早期対応の体制強化
- 個性と生きる力を育む教育の推進
- 子ども・若者が安心して過ごせる環境づくり
- 若者の選択が広がり、希望が実現するための支援

2

きめ細かな支援が必要な子ども・若者と家庭への支援

- 障がいのある子ども・若者と家庭への支援
- 貧困・困難な状況にある子ども・若者と家庭への支援
- 様々な支援が必要な子ども・若者と家庭への支援

3

安心して子どもを産み育てられる環境づくりと支援の充実

- 妊娠期から子育て期にわたる伴走型相談支援
- 母子保健の充実
- 子育て家庭への経済的支援
- 医療体制の強化

4

安心して子育てと仕事を両立できる環境づくり

- 子どもを安心して預けられる環境づくり
- ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画の推進

5

地域で子育てと子どもを支える環境づくり

- 子育て世代間および地域との交流促進
- 地域で育て・育つ、お互いに支え合う環境づくり

神栖市子ども・子育て支援事業計画（第3期）概要版

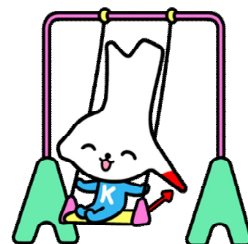
発行／神栖市

発行日／令和7年3月

編集／神栖市福祉部こども政策課

〒314-0121 茨城県神栖市溝口 1746 番地 1

電話 0299-77-7011 FAX 0299-77-5844



©Kamisu city